

## 7 身だしなみについて

簡素端正な着衣により、品位を保つようにし、以下の規定を守り、生徒証を携帯する。本校指定制服を着用する。更衣期間は設けないが、気候に合ったものを着用する。どの着こなしであっても下記のとおり正しく着用する。また、式典等で指示のある場合は、この限りではない。理由があり、異装を希望する場合には、学校の許可を受ける。

### 【服装規定】

#### (1) 制服

- 冬服……………標準的な詰襟学生服。校章入りボタンと学年章。  
ズボン<sup>（ズボン）</sup>は黒の標準型。  
または  
本校指定のブレザー・ベスト・ブラウス・スカート・スラックス・リボン。  
（ブレザーを着用する場合には、ベストも着用する。）
- 夏服……………本校指定の半袖または長袖開襟シャツ。胸ポケットに学年色の校章マーク。  
または  
本校指定のベスト・ブラウス（半袖・長袖）・スカート・スラックス。  
（開襟の半袖・長袖のブラウスを着用した場合は、リボン不要）

- (2) 靴下 無地で華美でないもの。ストッキング等も同様。レッグウォーマー等は着用しない。
- (3) スリッパ 本校指定のもの。学年色の指定。
- (4) 通学バック 安全に留意したもの。
- (5) 通学靴 運動靴または短靴。ブーツ・サンダル等は着用しない。
- (6) 防寒具 無地を基調とし、安全に留意したもの。  
本校指定の上衣の下のセーター・カーディガン等は、黒または紺色。  
室内では、詰襟学生服・ブレザーの上の防寒着の着用は避ける。
- (7) 頭髪 清潔な頭髪を心掛ける。パーマ・カール、着色、脱色、エクステ等の加工はしない。
- (8) その他 装飾・奇抜な身なり等を行わない。

## 8 特別指導について

法律に反する行為や本校のルールを著しく逸脱する行為に関しては、校長による「特別指導（校長訓戒・謹慎等）」を保護者同席にて行う。また、学校教育法施行規則第26条に基づく懲戒を行う場合もある。

法律に反する行為に加え、具体的には、以下のような行為が指導の対象となる。

悪質ないじめ、いやがらせ、SNSの不適切使用、誹謗中傷、盗撮、窃盗、恐喝、暴力・傷害行為、器物破損、飲酒、喫煙、考査不正行為、無断免許取得、無断アルバイト、授業妨害、暴言、不適切な遊戯場への出入り、これらの行動に同席、行動の改善が見られない場合 等

### ○ 改定規定

本心得の改定については、生徒・教職員・PTA・地域等の意見・要望等を参考に、必要諸会議を経て、校長が決定し、改定後は本校ホームページに掲載する。